

広情個審第17号

平成26年6月25日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

公文書開示決定又は公文書不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

下記の諮問事案については、別添のとおり答申します。

記

- 1 平成25年1月11日付け広市教施第10063号の諮問事案（諮問第62号関係）
- 2 平成25年1月25日付け広市教施第10067号の諮問事案（諮問第64号関係）
- 3 平成25年2月6日付け広市教施第10077号の諮問事案（諮問第65号関係）
- 4 平成25年3月4日付け広市教施第10083号の諮問事案（諮問第66号関係）
- 5 平成25年7月18日付け広市教施第44号の諮問事案（諮問第68号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成25年1月11日付け広市教施第10063号の諮問事案（諮問第62号事案）
平成24年11月6日付けの開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月16日付け広市教施第10040号で行った公文書開示決定に対する同月18日付けの異議申立て
- ② 平成25年1月25日付け広市教施第10067号の諮問事案（諮問第64号事案）
平成24年11月21日付けの開示請求に対し、実施機関が同年12月5日付け広市教施第10049号で行った公文書不存在決定に対する同月6日付けの異議申立て
- ③ 平成25年2月6日付け広市教施第10077号の諮問事案（諮問第65号事案）
平成24年11月14日付けの開示請求に対し、実施機関が同月28日付け広市教施第10045号で行った公文書開示決定に対する平成25年1月16日付けの異議申立て
- ④ 平成25年3月4日付け広市教施第10083号の諮問事案（諮問第66号事案）
平成25年1月22日付けの開示請求に対し、実施機関が同年2月1日付け広市教施第10072号で行った公文書不存在決定に対する同月2日付けの異議申立て
- ⑤ 平成25年7月18日付け広市教施第44号の諮問事案（諮問第68号事案）
平成25年6月14日付けの開示請求に対し、実施機関が同月27日付け広市教施第38号で行った公文書不存在決定に対する同月28日付けの異議申立て

第1 審査会の結論

1 諮問第62号事案及び諮問第65号事案

「2011年11月6日PTA主催『ふれあいバザー』及び2012年11月3日～14日PTAテント等に係る広島市〇〇小学校（以下「〇〇小」という。）グラウンド使用許可他関係書類一切」（以下「本件対象公文書①」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求①」という。）に対し、実施機関が「ふれあい参観日・ふれあいの日行事のご案内（平成23年11月6日開催及び平成24年11月11日開催）」（以下「案内文」という。）だけを本件対象公文書①として開示した決定は、取り消すべきです。

なお、実施機関は、改めて本件対象公文書①として案内文とともに平成20年5月1日付け「学校施設目的外使用許可の取り扱い変更について」（教育委員会施設課）（以下「取り扱い変更通知」という。）を開示決定すべき旨付言します。

2 諮問第64号事案、諮問第66号事案及び諮問第68号事案

「小学校教育研究会の駐車場として〇〇小グラウンド使用許可他関係書類一切（平成24年1月19日、平成25年1月17日及び同年6月13日）」（以下「本件対象公文書②」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求②」という。）に対し、実施機関が不存在とした決定は、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

1 諮問第62号事案及び諮問第65号事案

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立ての趣旨は、要するに、本件開示請求①に対し、実施機関が案内文だけを対象公文書①として開示した決定を取り消し、グラウンド使用許可関係書類を開示するよう求めているものと思われま

2 諮問第64号事案、諮問第66号事案及び諮問第68号事案

申立人の異議申立ての趣旨は、要するに、本件開示請求②に対し、実施機関が不存在とした決定を取り消し、グラウンド使用許可関係書類を開示するよう求めているものと思われま

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び意見書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 諮問第62号事案及び諮問第65号事案

(1) 担当課は教育委員会事務局施設課（以下「施設課」という。）ではなく、〇〇小であるべきである。

(2) グラウンド使用許可書がない根拠を示せ。「備考」欄記載の説明は、市民にとってわかりにくい。

(3) 案内文はPTA活動の書類であり、対象公文書ではない。

2 諮問第64号事案、諮問第66号事案及び諮問第68号事案

(1) 学校設置目的内利用の場合、口頭で良い根拠を示せ。

(2) グラウンドが駐車場として使用が認められる根拠を示せ。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 諮問第62号事案及び諮問第65号事案

- (1) 学校施設の財産管理事務は施設課が行っている。
- (2) 学校施設の設置目的に沿ったPTA活動に係る学校施設使用は、「単位PTAの活動における学校施設使用に関する取扱方針（平成20年4月1日教育長決裁）」（以下「取扱方針」という。）を定め、目的外使用許可の取扱いから除いており、使用許可の書類はないので、その旨記載したものである。
- (3) 案内文は、〇〇小が作成し、組織的に保有しているものであるから、公文書である。

2 諮問第64号事案、諮問第66号事案及び諮問第68号事案

- (1) 小学校教育研究会（以下「研究会」という。）は、小学校教育関係者の資質向上と小学校教育の振興を図ることを目的としているため、研究会開催に伴う駐車場の確保のためのグラウンド使用は、学校が学校教育の目的に使用する場合に該当するため、書面による手続きは行っていない。
- (2) グラウンドを体育授業以外の駐車場等に使用する場合は、学校長や教育委員会が、学校施設の確保に関する政令や広島市財産規則等の規定に基づいて、使用者や使用目的等を確認し、その可否を判断することとしている。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 学校施設は、本来その設置目的である学校教育のために使用されるべき行政財産ですが、地方自治法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされています。

本市においては、財産の管理等に関する事務の取扱いは広島市財産規則等関係諸規程に基づいて行っており、目的外使用許可は広島市財産規則第28条の規定により、所定の申請書を申請者から提出させることとなっています。

また、教育機関の長に対する事務委任規程第2条の規定により、使用期間が7日未満の目的外使用許可は、学校長の権限で行うこととなっています。

2 諮問第62号事案及び諮問第65号事案

- (1) 単位PTAが学校施設を使用する場合は、従前は学校施設目的外使用許可を申請する取り扱いをしていましたが、取扱方針の決定に基づく各学校長あての取り扱い変更通知により、平成20年度以降は、PTA主催の文化活動やバザー等単位PTAの学校施設目的に沿った活動の場合は、学校長の判断により口頭許可する取り扱いに変更したことが認められます。
- (2) PTA主催行事に関する〇〇小グラウンド使用許可については、上記のとおり目

的外使用許可として取り扱っておらず、口頭許可しているものであるため、当該使用許可書類は存在しないとする実施機関の主張は妥当であると考えられます。

一方、実施機関としては、本件開示請求書の「・・・使用許可他関係書類一切」という抽象的な記載だけでは、具体的にどの範囲までの文書を求めているのか理解しがたく、対象公文書①の範囲を一義的に判断することは困難であると考えられます。

しかし、本件開示請求前の実施機関と申立人との本件に関するやり取りから、実施機関は当該使用許可が適切になされたかどうかを申立人は確認したいため本件開示請求に及んだことを認識していたと考えられますから、申立人の請求の趣旨を慮れば、直接的な当該使用許可関係書類だけでなく、口頭許可の根拠となる取り扱い変更通知も対象公文書①に含まれると解することが適切であったのではないかと考えられます。

- (3) なお、開示決定等は条例第11条第1項の規定により実施機関である教育委員会が行うものであり、実施機関内の担当課の違いにより開示決定等に影響を及ぼすものではありませんが、広島市教育委員会事務局事務分掌規則第2条第2項第16号の規定により施設課が「学校施設の目的外使用に関すること」の事務を所掌していることから、担当課が施設課であることに問題はないと考えられます。

3 諮問第64号事案、諮問第66号事案及び諮問第68号事案

- (1) 教員は、教育公務員特例法第22条第2項の規定により、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができることとされています。

実施機関が、研究会は小学校教育関係者の資質向上と小学校教育の振興を図ることを目的とした研修として位置づけ、研究会開催に伴う駐車場の確保のためのグラウンド使用は、学校教育の目的に使用する場合に該当すると判断し、広島市財産規則に基づく目的外使用許可の申請は必要ないとしていることが認められます。

- (2) また、学校施設の設置目的に沿った使用の場合、多くの学校では口頭による申請、許可又は承認により対応していたことは、平成25年7月2日付け「学校以外の団体による学校施設の使用について（通知）」（施設課長）で示されており、この通知後、所定の使用申込書を提出するようにしていることが認められます。

- (3) これらのことから、本件開示請求②で求めている時点での研究会開催に伴う駐車場の確保のためのグラウンド使用関係書類はないとする実施機関の説明に不合理な点はないため、実施機関が本件対象公文書②を不存在とした決定をしたことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 1. 11	広市教施第10063号の諮問を受理（諮問第62号で受理）
25. 1. 25	広市教施第10067号の諮問を受理（諮問第64号で受理）
25. 2. 6	広市教施第10077号の諮問を受理（諮問第65号で受理）
25. 3. 4	広市教施第10083号の諮問を受理（諮問第66号で受理）
25. 7. 18	広市教施第44号の諮問を受理（諮問第68号で受理）
26. 1. 28 （第1回審査会）	審議
26. 3. 18 （第2回審査会）	審議
26. 4. 25 （第3回審査会）	審議
26. 6. 13 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授